

# フロン回収・破壊法が改正され 2015年4月施行、名称が 「フロン類の使用合理化及び管理の適正化に関する法律」 (略称：フロン排出抑制法)に改名されました。

フロン類(CFC、HCFC、HFCをいう)が充填されている業務用冷凍空調機器  
(第一種特定製品、以下「機器」という。)の管理者には「定期点検」の実施などが義務付けられました。

業務用冷凍空調機器：ターボ冷凍機、スクリー冷凍機、冷蔵冷凍ユニット、輸送用冷凍冷蔵ユニット、冷凍冷蔵ショーケース、製氷機、冷水機、業務用冷凍冷蔵庫パッケージエアコン、ガスヒートポンプ、チリングユニット、飲料用自動販売機等

**三井のコンプレッサ内蔵ドライヤは「第一種特定製品」に該当します。**

**管理者は「機器の簡易点検」「点検の記録・保存」等が順守事項となります。**

1. 第一種特定製品については全て3ヶ月に1回以上の簡易点検（目視確認）が必要になります。

三井のコンプレッサ内蔵ドライヤも3ヶ月に1回以上の簡易点検（目視確認）が必要になります。

2. エアードライヤについては、ドライヤ単体の圧縮機の電動力で7.5kW以上の場合、専門知識を有する者による定期点検が義務付けられます。

三井のコンプレッサ内蔵ドライヤは7.5kW以下の為、定期点検の法的義務はありません。

3. 基本的事項として、設置場所やフロン類の種類・充填量・出力・数量等を把握し、機器を廃棄するまで記録・保存する必要があります。

フロン類の種類・充填量・出力についてはドライヤの銘板に記載されております。  
ご不明の場合、お問い合わせ下さい。

当該機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上かどうか定期点検の法的義務の判定基準となります。  
当該機器 ... 簡易定期点検 + 有資格者の定期点検が必須  
全ての機器 ... 簡易定期点検が必須  
(2015年4月以前に納入されたものも対象となります。)

## 対象者

改正法において、管理者とは「フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する者(法第2条第8項)」と定義されています。

所有及び管理の形態 (例)		「管理者」となる者
自己所有/自己管理の製品		機器の所有権を有する者
自己所有でない場合	リース/レンタル製品	機器のリース/レンタル契約において、管理責任(日常的な管理、故障時の修理等)を有する者
	ビル・建物等に設置された製品(入居者が管理しないもの等)	機器を所有・管理する者 (ビル・建物等のオーナー)

(注) 管理業務を委託している場合は、当該委託行為を行うことが管理責任の行使に当たることから、管理業務の委託元である者が管理者となることが適当と考えられますが、その管理範囲に疑義がある場合はあらかじめ当事者間で整理する必要があります。

## 簡易点検

対象機器	点検方法	点検頻度	点検実施者
全ての機器	目視確認 ・異音 ・外観の損傷、摩耗、腐食、さび、油漏れ ・熱交換器の霜の付着 等  冷蔵機器及び冷凍機器の場合には、目視検査に加え庫内温度の確認が必要	3ヶ月に1回以上 (季節毎の運転の負荷変動を考慮)	具体的な制限なし (管理者自らが実施することも可)

3ヶ月に1回以上の目視確認が必要になります。  
簡易点検については管理者自らが実施することも可。

## 定期点検

対象機器と規模(原動機の定格出力)	点検方法	点検頻度	点検実施者
空調機器 (エアコン)	① 目視検査等 ② 直説法、間接法又はこれらを組み合わせた方法 <b>【直接法】</b> ・発泡法(発泡液の塗布) ・蛍光剤法(蛍光剤の注入) ・法漏えい検知器 <b>【間接法】</b> 機器の運転値が日常値とずれていないか確認し、漏れの有無を診断	50kW 以上 (中央方式エアコン等)	1年に1回以上
7.5kW 以上 50kW 未満 (ビル用マルチエアコン、ガスヒートポンプエアコン等)		3年に1回以上	
冷凍機器 冷蔵機器	7.5kW 以上 (別置型ショーケース、冷凍冷蔵ユニット等)	1年に1回以上	専門知識を有する者(十分な知見を有する者 <sup>※</sup> )

※ 十分な知見を有する者の例: 冷媒フロン取扱技術者((一社)日本冷凍空調設備工業連合会、(一社)日本冷媒・環境保全機構)や、以下のような一定の資格又は一定の実務経験等を有し、かつ、機器の構造・運転方法・保守方法、冷媒の特性・取扱方法、関連法規等に関する講習を受講した者など(具体的な要件は「運用の手引き」等において示される予定)。

- ・高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
- ・冷凍空気調和機器施工技能士
- ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事業所の保安管理者
- ・冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
- ・高圧ガス製造保安責任者  
(冷凍機械以外、業務用冷凍空調機器の製造・管理の業務従事5年以上)等



エアードライヤについては、ドライヤ単体の圧縮機の電動力で7.5kW以上が専門知識を有する者による点検が義務付けられます。

三井のコンプレッサ内蔵ドライヤは7.5kW以下の為、上記の定期点検の法的義務はありません。

## 点検・整備の記録と保存

管理者は、適切な危機管理を行うため、点検や修理、冷媒の充填・回収等の履歴を機器ごとに記録し、機器を廃棄するまで保存する必要があります。

記録事項	内容
基本的事項	管理者の氏名・名称、設置場所、フロン類の種類・数量 等
点検・修理に関する事項	点検/修理の実施年月日、実施者の氏名・名称、内容・結果、速やかな修理が困難である場合はその理由及び修理の予定時期 等
充填・回収に関する事項	充填/回収の実施年月日、実施者の氏名・名称、充填/回収したフロン類の種類・量 等

管理者が基本的事項として、設置場所やフロン類の種類・充填量・出力・数量等を把握し、機器を廃棄するまで記録・保存する必要があります。